

■所定様式以外の補助金申請に必要な書類について

届出番号等を確認できる書類（写し）	● 届出番号の書類に記載の申請者氏名等より変更がある（補助金申請書の記載と異なっている）場合は、別途、変更を行った届出書を提出してください。
見積書（2社以上必須）	● 本補助金においては、比較見積もりのうえ、安価な金額をもとに補助金を計算します。 ※実際の契約は高価であった事業者でも構いませんが、補助金額が増額されることはありません
	● 比較見積もりにおいては、同じ内容（同一の備品及び個数で比較等）にて、見積書を徴収してください。 ● 見積書内に備品（雑材等は除く）が記載されている場合は、必ず、型番の記載をお願いします。 ● 見積書には、必ず、発行事業者名、発行事業者の所在地や連絡先、発行事業者の押印（担当者印可）、宛名（施設名可）が必要です。 ● 見積書内の項目については費用の内訳を記載してください。 ※「HP作成 一式」の記載は不可。「要件定義費」、「デザイン費」や「翻訳費」のように内訳を記載すること ※見積書表紙に内訳が無い場合は、別途、内訳書を添付してください
仕様書	● 購入予定の備品等の仕様書（取扱説明書やパンフレット可）を提出してください。 ※提出いただいた資料が必要な条件が確認できない場合は、別途追加資料をお願いすることがあります。
	● パンフレットやHPの多言語対応を申請されている場合は、日本語版データ等、内容確認ができる資料を提出してください。 元データが無い場合は、パンフレット等の掲載内容をまとめた資料を作成のうえ、提出してください。
図面	● 備品等の設置予定場所を図示した図面（館内図可）を提出してください。 ● パンフレットやHP作成を申請されている場合は、オンライン申請にて「郵送」を選択してください。
施工場所の写真	● 備品等の設置予定場所の写真を提出してください。
	● パンフレットやHP作成を申請されている場合は、オンライン申請にて「郵送」を選択してください。
補助金を交付する口座情報が確認できる写真	● 補助金の振込間違いを防止するため、銀行名、支店名、口座名義人（カナ）、口座種別（普通又は当座）、口座番号が確認できる、通帳の2ページ目等の写しを提出してください。

様式第1号の3（第7条関係）

※複数の事業を実施する場合は、事業ごとにご提出ください。

事業計画書（2）

施設名称	
------	--

（1）事業詳細

※事業計画書（1）で○を付けた「補助対象事業」内容を詳しく記入してください。

事業番号	補助対象事業	
補助対象事業の内容の詳細 （具体内容、実施場所、 箇所数等）		
	実施箇所	
	対応言語	（多言語対応の場合、対応言語を記入）
補助対象事業の実施予定時期	年 月 日 ～ 年 月 日	
スケジュール	時 期	実施内容
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

様式第1号の3 (第7条関係)

(2) 経費明細

事業番号	補助事業名	総事業費 (消費税含む)	補助対象 経費 (消費税除く)	経費内訳	寄附金 その他収入	計
				別添見積書 のとおり		0
				別添見積書 のとおり		0
				別添見積書 のとおり		0
				別添見積書 のとおり		0
				別添見積書 のとおり		0
合計①						0
② (=①の1/2) ※千円未満切り捨て						0
交付申請額						0

※事業番号は、下記から選んでください。

(留意事項)

- ・総事業費・・・消費税を含んだ額を記入してください。
- ・補助対象経費・・・消費税を除いた額を記入してください。
- ・寄附金その他収入・・・寄附金や広告収入などの収入及び国等の補助金を受けようとする場合は、額を記入してください。
- ・②・・・千円未満の端数金額を切り捨てた額を記入してください。
- ・交付申請額・・・②又は上限額40万円と比較していずれか低い方を記入してください。

事業番号	補助事業名
ア	1 施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応
	2 パンフレット、ホームページ等の広報物の多言語対応
	3 ムスリム旅行者受入に係る礼拝環境の整備 (礼拝マット、キブラコンパス、衝立、足洗い場の整備)
イ	1 キャッシュレス決済端末の導入
	2 ペットツーリズムに係る受入環境整備 (ケージ、ペット専用ダストボックス、ドッグランの整備)
ウ	1 災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語、視覚化対応
	2 災害情報等伝達設備、機器の導入
	3 非常用電源装置、情報端末への電源供給機器の導入
エ	1 生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムの整備
オ	1 その他、知事が受入対応の強化のために必要と認める事業

要件確認申立書

大阪府知事様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府新法民泊施設の環境整備促進事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申し立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを記入してください。

申立事項	
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第2条第6号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。
6	（事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者
7	法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。
9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

様式第1号の4（第7条関係）

10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	
12	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」及びこれに類する営業を行っていない。	
13	補助金交付対象施設を、譲渡又は交換する予定はない。	

※「1」～「8」で「はい」を記入した場合及び「9」～「13」で「いいえ」を記入した場合は、補助金の支給を受けることはできません。

※申立書の記載事項において、虚偽の記載を行った場合、補助金の交付決定の全部を取り消します。既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じます。

年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府新法民泊施設の環境整備促進事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏名		生年月日				性別	住所（所在地）
	カナ（半角）	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

- ※ 役員数に応じ、適宜、行を追加すること。
- ※ 役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。
- ※ 氏名のカナは姓と名の間は半角スペースとし、漢字は姓と名の間は全角スペースとすること。
- ※ 生年月日の元号は、西暦は和暦に直し、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」と記載すること。
- ※ 生年月日は半角数字を用い、一の位の1から9の数字については頭に「0」を付加（「01」～「09」）すること。
- ※ 性別は男性は「M」、女性は「F」と記載すること。

年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

※ 新法民泊の届出をこれから行う方、もしくは
届出手続きを開始し、届出番号の通知を受けていない方は、この申立が必要です。

様式第1号の6（第7条関係）

補助金の交付要件に関する申立書

大阪府知事様

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府新法民泊施設の環境整備促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）にかかかかる補助金の交付申請を行うにあたり、下記の事項について、何ら異議の申し立てを行いません。

記

（補助金の交付にあたっての要件）

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に規定する住宅宿泊事業に係る届出予定者（要綱第3条第1項第2号に規定する届出予定者）に対する補助金の交付については、次のとおりとする。

- （1）届出予定者については、補助金の交付決定後、必ず住宅宿泊事業に係る届出を行い、住宅宿泊事業法施行規則第4条第7項に規定する届出番号（以下「届出番号」という。）の通知を受けるととし、補助金は、届出番号の通知を受けた後に交付するものとする。
- （2）補助金の交付決定の日の属する年度内に、届出番号の通知を受けることが困難と見込まれる場合は、届出予定者は、速やかに補助金の交付申請の取り下げを行うものとする。ただし、当該年度において、事業届出に係る手続きを開始している届出予定者はこの限りでなく、その場合においては、規則第13条の規定による補助金の額の確定までに届出番号を知事に報告しなければならない。

年 月 日

申請者住所（法人の場合、本店所在地）

氏名（法人の場合は商号（名称）及び代表者）